

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年6月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400245号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500005号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年6月10日及び同年8月10日は15万円、平成21年12月18日は3万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月10日、同年8月10日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月10日、同年8月10日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月
② 平成17年8月
③ 平成21年12月18日

A社から請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の支給記録が漏れている。調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が提出した当該期間の賞与に係る明細及びA社が提出した平成17年分給与所得の源泉徴収票の内訳とする資料によると、請求者は、同社からそれぞれ15万円の賞与が支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

また、支給年月日については、A社が提出した総勘定元帳から、請求期間①は平成17年6月10日、請求期間②は同年8月10日とすることが妥当である。

請求期間③について、請求者が提出した賞与明細書によると、「支給日21年12月18日」、「賞与支給総額44,950」と記載され、その内訳は、「賞与34,250」、「9月分残業10,700」と記載されていることが確認できることから、日本年金機構は、超過勤務手当が遡及して支払われることになった場合、本来支払うべき月に振り分けて算定することになる旨の取扱いを示していることから、9月分残業の1万700円については、賞与とみなすことは困難である。

したがって、請求者は、平成21年12月18日にA社から3万4,250円の賞与が支給されたと認められる。

また、前述の賞与明細書によると、厚生年金保険料として3,377円が控除されているところ、

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額から3万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。